

陳情第 4 号



(仮称) 下新倉小学校建設予定地の立地審査に関する陳情書

【件名】 (仮称)下新倉小学校建設予定地の立地審査に関する陳情

【要旨】 下新倉5丁目323番他の(仮称)下新倉小学校建設予定地については、兼ねてから最も環境の良くない地域と多くの市民が認識しており、今回の学校建設予定地は通学路・周辺環境が小学校建設には不適格ではないかと思われる件を、学校建設等特別委員会にて審査し、市及び教育委員会へ上奏して頂きたいと陳情致します。

【理由】 (仮称)下新倉小学校建設予定地は通学路・周辺環境が小学校建設には不適格ではないかと思われる件を、学校建設等特別委員会にて審査して頂き、和光市及び教育委員会へ予定地検討、周辺地域の改善要望の上奏を願い、予定地の選定については事前に地域住民、保護者(未就学児を含む)、自治会(学区)の意見を誠意持って市担当者と教育委員会が収集し審査からの学校建設として頂きたい、これは子供達の人権と生命に関わることなので最重要項目として善処していただけるよう要望致します。

◇検討事項

1. 小学校建設地予定に隣接している産業廃棄物処理工場とコンクリート破砕処理工場の振動、騒音、臭気・粉塵等の健康被害がない事の確証。
2. 学校周辺の通学路の交通安全対策を実施し、通学児童が絶対的な安全が確保されることが重要であるという確証。
3. 高圧線下の学校予定地の為、ケーブルが震災・事故等でも絶対に落下してこないという保証。

上記の事項は学校建設後では遅く、建設前に案ではなく上記事項を実施しその後に建設内容の検討を行って頂きたい、この取組がなければ通学区の問題等これからも通学区保護者等の住民不安が無くならない為、このような審査要望をさせていただきます。

事項の補足

1) コンクリート破砕工場については粉塵と騒音、振動が発生しており特に振動については日々の学校運営に支障が起きると思われます。また、廃棄物中間処理工場は不衛生な粉塵、騒音、振動が問題となり、特に臭気については風向きにより大変な被害となる可能性があります。隣接にこのような工場等があることは小学校建設には不向きな立地であるのではないかと。

2) 通学予定ルートについては、水道道路から大型トラック等の往来の通り抜け道で現状でも交通安全対策が行き届いておらず、周辺住民・保護者も児童に対して危険地域として歩行しないように注意している場所である。その危険地域との認識であるからこそ、事前に通学路・歩道の整備、一方通行など交通規制を実際に行い本当に通学路として確実な安全が確保されてからの予定地として頂きたい。

3) 高圧線の安全性については、健康面被害等の実例がなく実状どちらとも言えないが、災害時に避難所となる場所に、万が一落下してくるものが上部にあるという不安は拭えない。本当にこの場所が将来小学校の運営、避難所として安全だという確証が求められている。

以上の事項について、(仮称)下新倉小学校建設予定地の立地については、委員会全員が問題ないという審査をお願いいたします。

以上

平成25年11月8日

和光市議会議長 菅原 満 様

陳情者

住 所 和光市丸山台3丁目1-24

氏 名 鈴木 敬 一 郎